

第2章 奈良市屋外広告物等に関する条例の概要

屋外広告物等の表示・設置にあたっては、原則として市長の許可が必要になります。

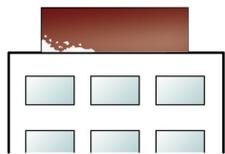
なお、屋外広告物等の種類によっては、表示・設置を禁止するものや地域に応じた表示・設置の基準を設定しているものなど、規制の方法・内容が異なります。また、奈良市屋外広告物等に関する条例だけではなく、奈良市地区計画形態意匠条例において、より厳しい規制を設けている場合がありますので、事前に市役所担当課に相談してください。

2-1 禁止広告物

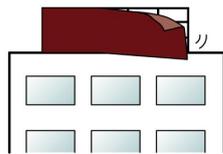
次の屋外広告物等は、どのような場合でも表示・設置できません。

- ・形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
- ・公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

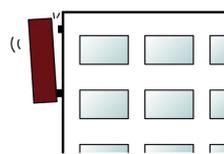
※「公衆に対する危害」とは、単に屋外広告物の設置管理が不十分なために生じる倒壊等の物理的現象による直接的な危害だけでなく、当該物件の設置により、見通しの不良又は、信号機、道路標識の妨害等によって生じる危害も含まれます。



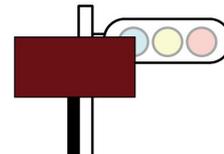
著しく汚染・たい色し、又は塗料等の剥離したもの



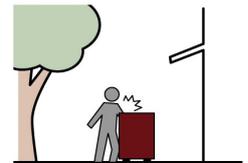
著しく破損し、又は老朽したもの



倒壊や落下のおそれのあるもの



信号機や道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの



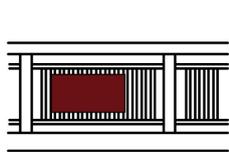
交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2-2 禁止物件等

原則として、次のものには、屋外広告物等の表示・設置はできません。

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、道路反射鏡、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給装置、歩道柵、駒止め、里程標、郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、石垣、擁壁、火災報知機、消火栓、火の見やぐら、送電塔、送受信塔、照明塔、景観重要建造物、景観重要樹木

また、電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱には、はり札、はり紙等、広告旗又は立看板等の表示・掲出はできません。



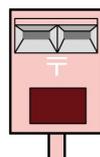
橋りょう



街路樹・路傍樹



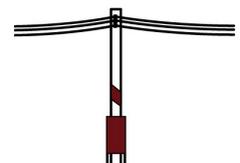
信号機



郵便ポスト



石垣・擁壁



電柱

2-3 禁止地域と許可地域

奈良市内を禁止地域（4種類）と許可地域（4種類）に区分し、地域の特徴にあわせた屋外広告物等の規制を行うとともに、良好な景観を保全することが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区（15ページ参照）に指定しています。

■ 禁止地域

良好な景観を形成し又は風致を維持するために、屋外広告物等の表示・設置を禁止する区域です。ただし、自己用広告物等の最低限必要な屋外広告物等は許可制で認めています。

● 第1種禁止地域

- ・歴史的風土特別保存地区※1
- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区

● 第2種禁止地域

- ・歴史的風土保存区域（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地）を除く）※1
- ・風致地区（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地、近鉄菖蒲池駅周辺の商業地域）を除く）※1
- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のB地区
- ・きたまち歴史的景観形成重点地区のB地区

● 第3種禁止地域

- ・国指定文化財及び周辺地域（商業地域・近隣商業地域を除く）、県指定文化財、市指定文化財
- ・第一種低層住居専用地域※1
- ・第二種低層住居専用地域※1
- ・西の京歴史的景観形成重点地区
- ・柳生の里歴史的景観形成重点地区
- ・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区
- ・歴史的環境調整区域※1
- ・都市公園、県立公園※1

● 第4種禁止地域

- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区
- ・きたまち歴史的景観形成重点地区のC地区
- ・官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建物とその敷地
- ・展望禁止区域（駅構内、商業地域・近隣商業地域を除く）※1

○片側（北側）100m以内

- ・一般国道369号線（一般国道24号線との交点から奈良市道北部第500号線との交点までの区間）
- ・主要地方道奈良生駒線（奈良市二条大路南二丁目における一般国道24号線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線と一般国道308号線との合流点までの区間）

○両側100m以内

- ・主要地方道奈良大和郡山斑鳩線（奈良市道中部第300号線との交点から大和郡山市界までの区間）

○両側300m以内

- ・一般国道308号線（主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線との合流点までの区間）
- ・主要地方道奈良生駒線（一般国道308号線との合流点から生駒市界までの区間）
- ・一般国道369号線（今在家橋から奈良市般若寺町における県道木津横田線との交点までの区間）
- ・県道木津横田線（一般国道369号線の交点から京都府界までの区間）
- ・西日本旅客鉄道関西本線および桜井線
- ・近畿日本鉄道奈良線（近鉄新大宮駅から生駒市界までの区間）および京都線

○両側500m以内

- ・一般国道25号線（名阪国道）

○「国道169号東側区域」

- ・一般国道169号線（起点から天理市界までの区間）の東側の地域 ただし市街地を除く※2

※1：その地区等のうち、まちなか景観形成重点地区及び沿道景観形成重点地区（大宮通り景観形成重点地区のうち尼ヶ辻橋西詰交差点以西及び主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区を除く。）の区域を除く。

※2：「国道169号東側区域」は8ページを参照。「市街地」の定義については、9ページを参照。

地域が重複する場合の考え方

- ・第1種禁止地域と他の禁止地域が重複 → 第1種禁止地域
- ・第2種禁止地域と第3・4種禁止地域が重複 → 第2種禁止地域
- ・第3種禁止地域と第4種禁止地域が重複 → 第3種禁止地域

■ 許可地域

屋外広告物等の表示・設置を許可制で認める区域です。禁止地域以外は、すべて許可地域に指定しています。

● 第1種特別許可地域

- ・ J R 奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・ 大宮通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域
- ・ 近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・ 三条通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域

● 第2種特別許可地域

- ・ 大宮通り沿道景観形成重点地区の市街地型 I・II 区域（尼ヶ辻橋西詰交差点以西を除く）
- ・ 三条通り沿道景観形成重点地区の市街地型 I・II 区域

● 第3種特別許可地域

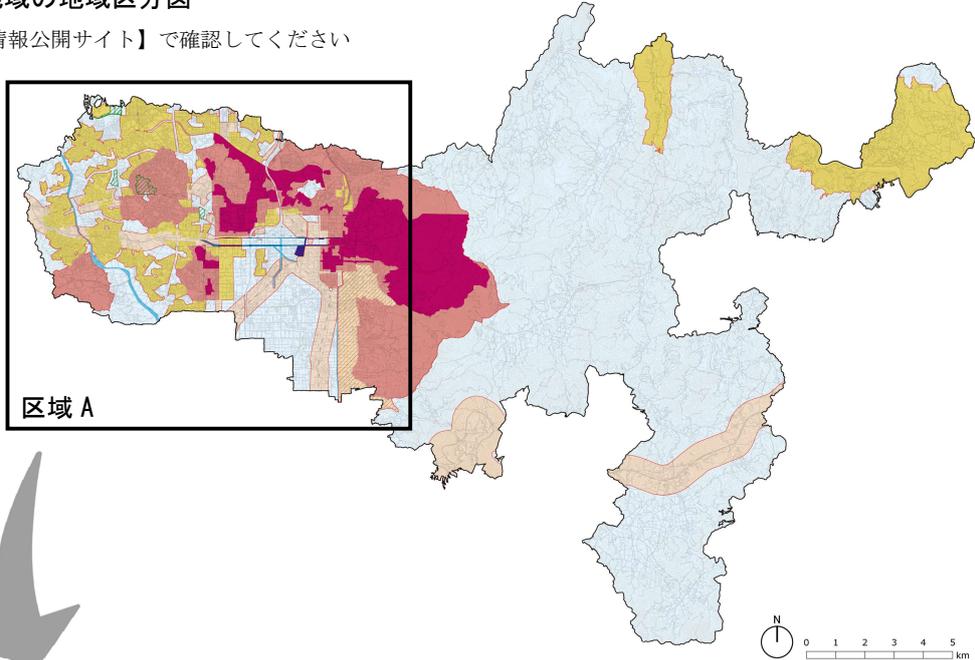
- ・ 県道木津横田線沿道景観形成重点地区
- ・ (都) 西九条佐保線沿道景観形成重点地区
- ・ 主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区
- ・ 一般国道 169 号沿道景観形成重点地区
- ・ (都) 大森高畑線沿道景観形成重点地区

● 一般地域

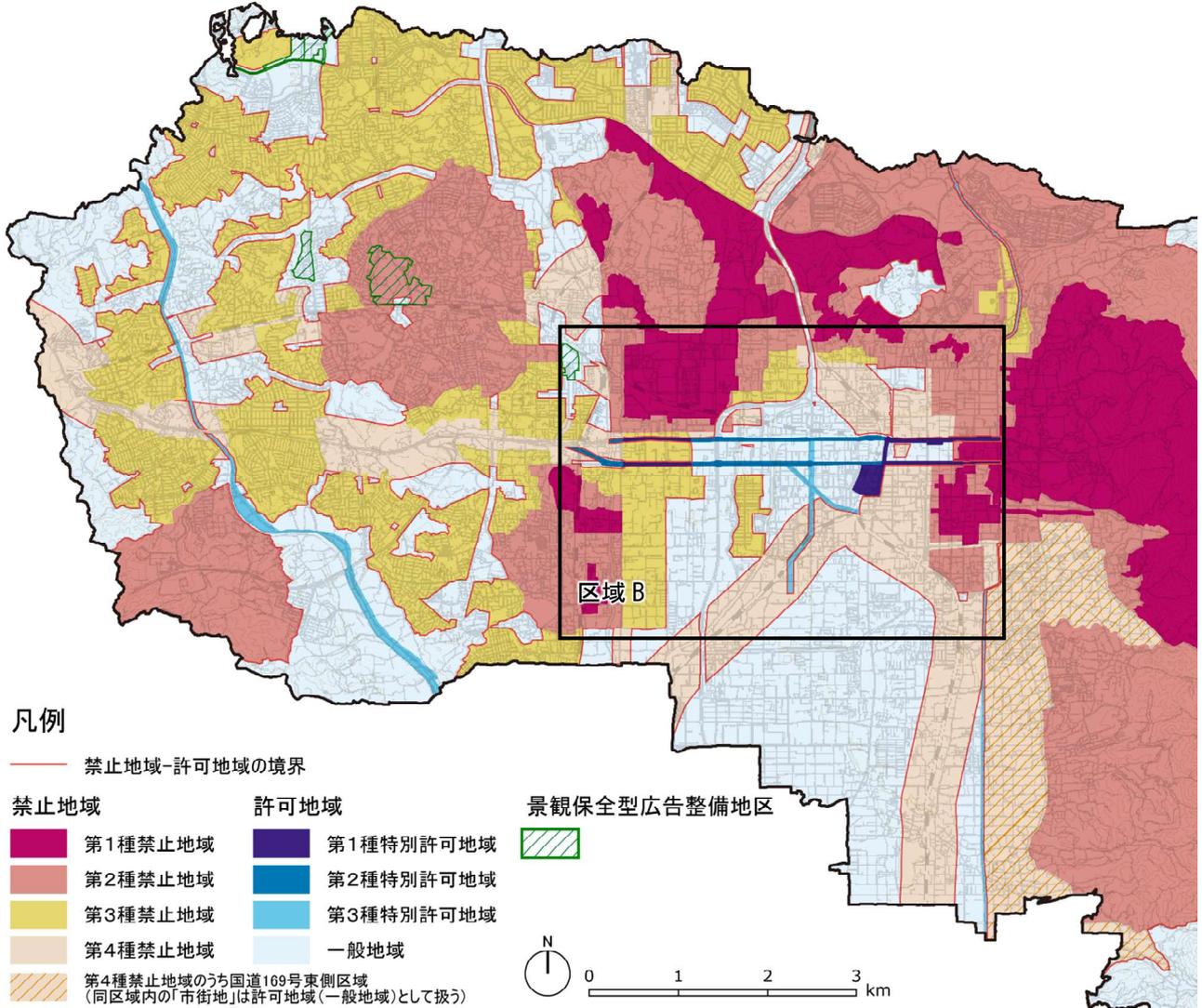
- ・ 許可地域のうち、上記を除く区域

■ 禁止地域と許可地域の地域区分図

※詳細は【奈良市地図情報公開サイト】で確認してください



区域 A 拡大図



凡例

— 禁止地域-許可地域の境界

禁止地域

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第4種禁止地域のうち国道169号東側区域
(同区域内の「市街地」は許可地域(一般地域)として扱う)

許可地域

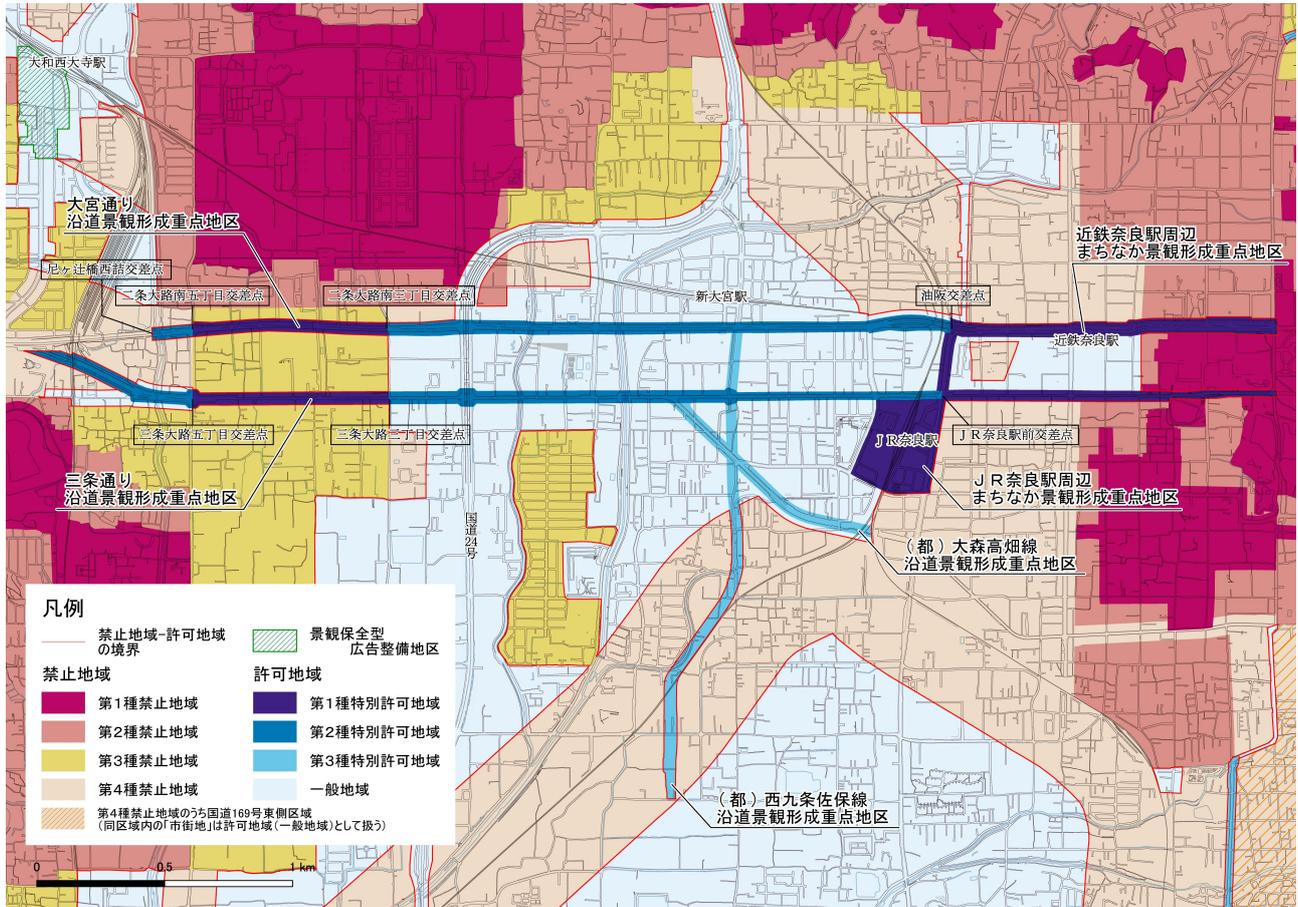
- 第1種特別許可地域
- 第2種特別許可地域
- 第3種特別許可地域
- 一般地域

景観保全型広告整備地区



0 1 2 3 km

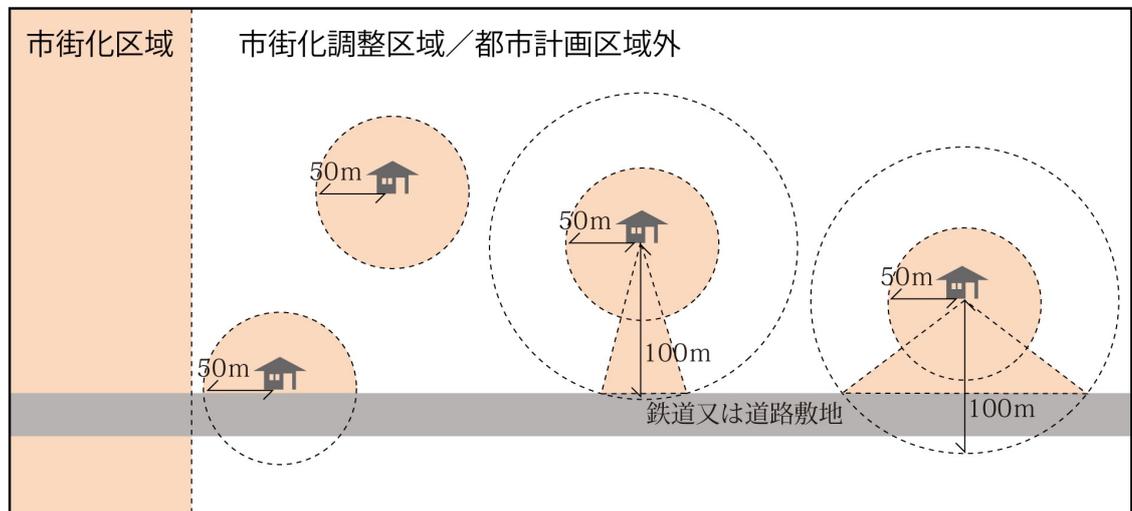
区域B 拡大図



■ 「市街地」の定義

「市街地」とは、次のいずれかの要件に該当する区域とします。

- 1 都市計画法第7条の規定により決定された市街化区域
- 2 建築物（居室を有するもの）を中心とした半径50mの区域（ただし、鉄道又は道路敷地の向側は除く）
- 3 鉄道又は道路敷地から後方100m以内に位置する建築物（居室を有するもの）と当該鉄道又は当該道路敷地の間の区域



■ 「市街地」と定義する区域

2-4 適用除外

他法令による表示・設置や公共上やむを得ないものなど、一部の屋外広告物等については、表示・設置の禁止や許可申請等を適用除外しています。

適用除外となる屋外広告物等の種類	適用除外の内容		
	A 表示・設置可 禁止物件でも	B 表示・設置可 禁止地域でも	C 許可申請不要
① 公職選挙法その他の法令により行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示するもの	○	○	○
② 法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの (例)・文化財保護法第 72 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置 ・道路法第 45 条第 1 項の規定による道路標識の設置、第 47 条の 4 の規定による通行の禁止又は制限の場合における道路標識 ・建築基準法第 89 条第 1 項の規定による一定規模以上の建築等を行う場合の建築確認の表示 ・建設業法第 40 条の規定による建設工場の現場等への標識の掲示 ・危険物の規制に関する規則第 28 条の 2 の 5 第 1 項の規定による顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示	○	○	○
③ 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○
④ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの ・公共の利益のために国又は地方公共団体に寄附した物件の一部に表示するもので、屋外広告物ごとの表示面積が、当該物件の立面積の 1/10 以下	○	○	○
⑤ 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があって表示するもの（管理用広告物）で、次の基準に適合するもの ・第 1 種禁止地域については、管理用広告物の表示面積の合計が 1 m ² 以下 ・その他の地域については、管理用広告物の表示面積の合計が 5 m ² 以下	○	○	○
⑥ 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの	○	○	○
⑦ 人、動物、車両等に表示するもの	○	○	○
⑧ 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示するもの	○	○	○
⑨ 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもので、次の基準に適合するもの ・表示内容が周囲の景観と調和したものであり、宣伝の用に供されないもの ・表示期間が工事期間中に限られるもの	○	○	○
⑩ 慣例その他特別の理由によりやむを得ないもの ・社寺又は教会が宗教的行事のために表示し、又は設置するもの ・年中行事のために主催者が表示し、又は設置するもの ・冠婚葬祭のために表示し、又は設置するもの	○	○	○
⑪ 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的としたもので、市長が認めるもの	○	○	○

適用除外となる屋外広告物等の種類	適用除外の内容																	
	A	B	C															
	表示・設置可 禁止物件でも	表示・設置可 禁止地域でも	許可申請不要															
⑫ 道標又は案内板で、次の基準に適合するもの ・公益法人が法人名称のみを用いて、その所在を示すための道標 ・第1種禁止地域の道標は、縦30cm以下、横75cm以下 ・その他の地域の道標は、縦40cm以下、横105cm以下 ・指定等文化財（仮指定を含む）の紹介又は案内を目的とした案内板で、屋外広告物ごとの表示面積が5㎡以下 ※電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱に表示・設置するものは除く		○	○															
⑬ 禁止地域における自己用広告物で、次の基準及び許可基準（第3章参照）に適合するもの		○																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>禁止地域の種別</th> <th>テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計</th> <th>屋外広告物ごとの表示面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種禁止地域</td> <td>5㎡以下</td> <td>3㎡以下</td> </tr> <tr> <td>第2種禁止地域</td> <td>7㎡以下</td> <td>4㎡以下</td> </tr> <tr> <td>第3種禁止地域</td> <td>10㎡以下</td> <td>6㎡以下</td> </tr> <tr> <td>第4種禁止地域</td> <td>—</td> <td>10㎡以下</td> </tr> </tbody> </table>	禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積	第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下	第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下	第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下	第4種禁止地域	—	10㎡以下			
禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積																
第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下																
第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下																
第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下																
第4種禁止地域	—	10㎡以下																
⑭ 景観配慮型屋外広告物（⇒詳細は12～13ページ参照）		○ 一部																
⑮ 地域貢献型屋外広告物（⇒詳細は14～15ページ参照）	○	○ 一部																
⑯ 許可地域における自己用広告物で、次の要件を全て満たすもの ・屋外広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5㎡以下 ・建築物又は工作物に直接表示・設置するものは、設置する建築物・工作物の垂直投影面積の1/5以下 ・特定商品名のみを表示しないものであり、特定商品名を表示する場合は、その面積が表示面ごとに表示面積の1/3以下	○		○															
⑰ 放送事業者、新聞社または通信社の発行する速報又はその掲出物件			○															
⑱ 表示面に表示期間、責任者の住所及び氏名を明記した、面積0.5㎡以下のもので、表示期間が1週間以内のもの			○															
⑲ 一定の場所を定めて設置する掲出物件に表示する屋外広告物で、表示期間が2週間以内のもの			○															

※許可申請が不要の場合であっても、許可基準に適合するよう努めてください。

■ ⑬において、異なる種別の禁止地域にまたがる場合の「屋外広告物の表示面積の合計」の算定方法

【第2種禁止地域と3種禁止地域にまたがる場合】

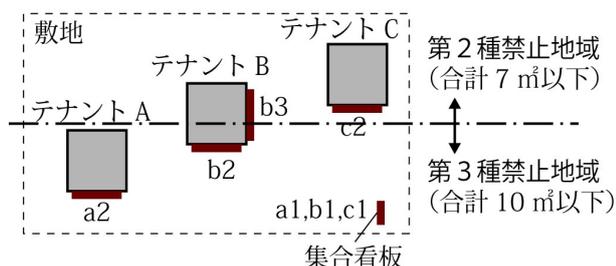
屋外広告物が位置する地域のうち、厳しい方の基準を適用します。

【テナント A】 $S(a1) + S(a2) \leq 10 \text{ m}^2$

【テナント B】 $S(b1) + S(b2) + S(b3) \leq 7 \text{ m}^2$

【テナント C】 $S(c1) + S(c2) \leq 7 \text{ m}^2$

※S(a1)：屋外広告物 a1 の面積

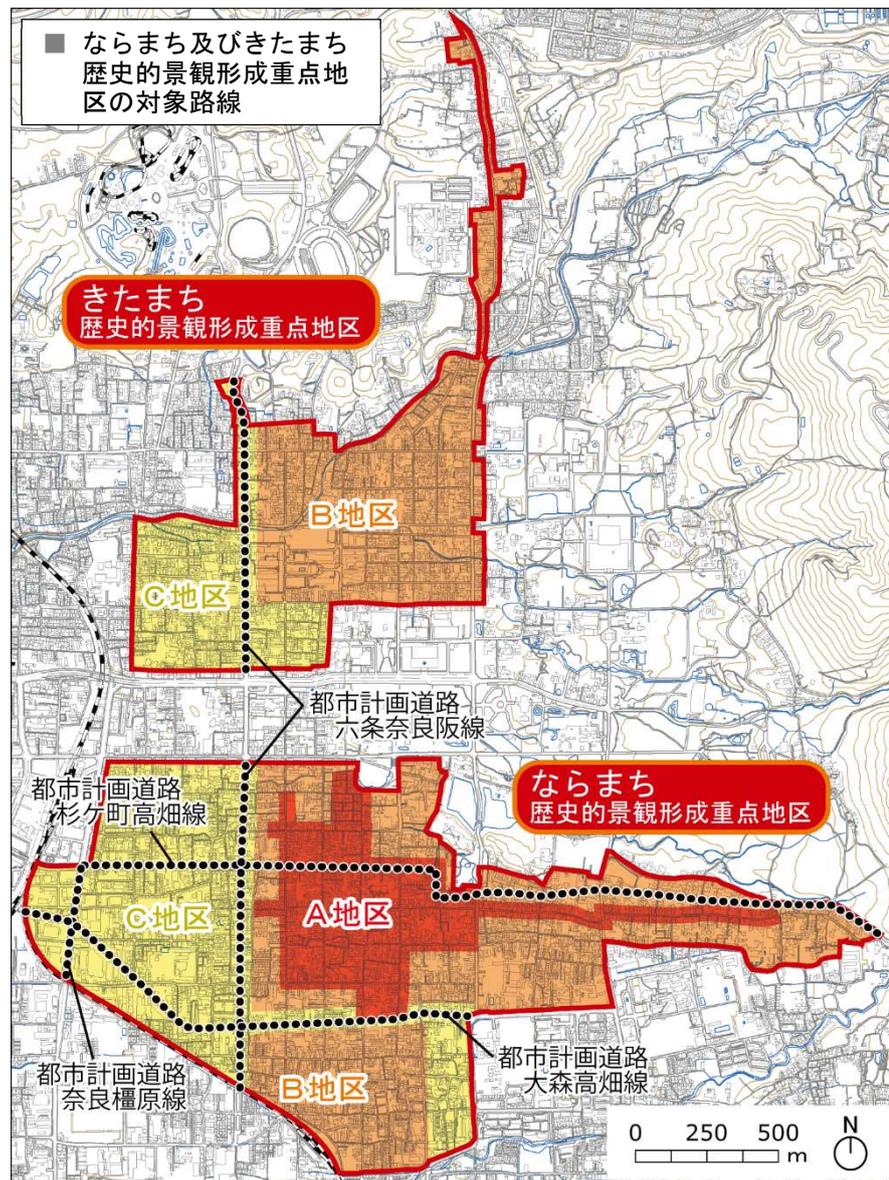


(1) 景観配慮型屋外広告物

禁止地域では、原則として、自己外広告物の表示・設置は認めていませんが、奈良らしい広告景観の形成に寄与する屋外広告物として、一定の要件を満たす自己外広告物(景観配慮型屋外広告物)は、一部の禁止地域でその表示・設置を許可制により認めます。

● 表示・設置を認める区域

- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のうち、次の都市計画道路の沿道
 - 都市計画道路杉ヶ町高畑線
 - 都市計画道路大森高畑線
 - 都市計画道路六条奈良阪線
 - 都市計画道路奈良橿原線
- ・きたまち歴史的景観形成重点地区のうち、次の都市計画道路の沿道
 - 都市計画道路六条奈良阪線
- ・柳生の里歴史的景観形成重点地区の全域
- ・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区の全域



● 表示・設置の要件（景観配慮型屋外広告物の許可基準）

【種類】

- ・ 壁面広告物
- ・ 広告板（簡易なものを除く）

【面積】

- ・ 広告物ごとの表示面積 S :
 - 第1種禁止地域 $S \leq 3 \text{ m}^2$
 - 第2種禁止地域 $S \leq 4 \text{ m}^2$
 - 第3種禁止地域 $S \leq 6 \text{ m}^2$
 - 第4種禁止地域 $S \leq 10 \text{ m}^2$

【数量】

- ・ 1敷地あたり1基以下

【色彩等】

- ・ 地色：5.0YR 2.0/4.0程度
- ・ 地色以外：色彩基準C^{*}の文字色等の基準
※色彩基準Cは、「第3章-2 許可基準の解説」参照
- ・ 地色以外の面積：70%以下
- ・ 広告板の支柱、枠、板面の裏等：5.0YR2.0/1.5程度

【その他】

- ・ 照明：外照のみとし、白または電球色
- ・ 写真等：使用不可
- ・ 広告板（簡易なものを除く）については、信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）には表示又は設置しないこと
- ・ 誘導案内の用に供するものに限る



(2) 地域貢献型屋外広告物

公益上必要な情報を表示し、広告料収入を屋外広告物などの維持・管理にあてるなど、一定の要件を満たす自己外広告物については、禁止地域・禁止物件への表示・設置を許可制により認めます。

● 表示・設置を認める区域・物件

【区 域】 ・禁止地域（ただし、避難所指示型電柱広告以外については、風致地区及び歴史的景観形成重点地区に限る）

【物 件】 ・禁止物件

● 表示・設置の要件（地域貢献型屋外広告物の許可基準）

観光案内・公共掲示型広告、バスロケーションシステム型広告、公共施設・観光スポット案内型電柱広告若しくは避難所指示型電柱広告又はそれらの掲出物件で、次の規格・内容に適合するもの

～ 観光案内・公共掲示型広告～

【種 類】

- ・壁面広告物
- ・広告板

【面 積】

- ・禁止地域 広告物ごとの表示面積 S は、禁止地域ごとの次の基準に適合し、かつ、屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの

第1種禁止地域 $S \leq 3 \text{ m}^2$

第2種禁止地域 $S \leq 4 \text{ m}^2$

第3種禁止地域 $S \leq 6 \text{ m}^2$

第4種禁止地域 $S \leq 10 \text{ m}^2$

- ・許可地域 屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの

【色 彩】

- ・禁止地域又は許可地域の区分に応じて設定する許可基準（色彩基準）※に適合するもの

【内 容】

- ・観光案内や公共掲示等の公共公益上必要な事項の面積は、各広告物の表示面積の2/3以上
- ・歩行者が観光案内・公共掲示等の内容とその他の広告内容を誤認することのないもの
- ・地域貢献型広告であることを表示すること

【その他】

- ・広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当すること

※屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準は、「第3章-1 地域別の許可基準」参照。



～ バスロケーションシステム型広告～

【種 類・面 積】

上記、「観光案内・公共掲示型広告」と同じ

【色 彩】

- ・街並み景観を阻害しない色彩であること

【内 容】

- ・バスロケーションシステムの面積は、各広告物の表示面積の2/3以上
- ・バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと

【その他】

- ・広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること
- ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること
- ・広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当すること



～ 公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告 ～

【種類】

- ・電柱広告物（巻付け広告）

【大きさ】

- ・縦 1.5m、横 0.33m

【色彩】

- ・地色のうち基調となる色彩：10.0YR 8.0/2.0
ただし、風致地区及び歴史的景観形成重点地区以外の区域に表示する避難所指示型広告はN9.0も可
- ・文字色等：5.0YR 2.0/4.0又は5.0PB 2.0/8.0
ただし、矢印は6.1R 3.3/7.8
その他の誘導表示等はN3.0も可、QRコードはN1.0及びN9.0も可

【内容（広告表示部分）】

- ・表示内容は、表示箇所の区分に応じた次の内容を表示すること
 - 広告表示箇所 スポンサー名、脇文字その他これらに類する広告表示に関する事項
 - 誘導表示箇所 矢印、所在地、スポンサーに関係する情報にリンクするQRコードその他これらに類する誘導表示に関する事項
 - 公共表示箇所 市長が指定する公共施設・観光スポット案内又は避難所指示に関する事項
- ・広告表示箇所と誘導表示箇所の表示面積の合計は、0.231㎡以下
- ・ベタ抜き表示の面積の合計は、0.0495㎡以下（スポンサー名全体をベタ抜き表示しないこと）
- ・誘導表示箇所に使用する矢印は、右に示す形状に準じたものであること
- ・公共表示箇所には、QRコードにより公共表示の内容に関する情報へのリンク等を表示すること。
- ・広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用等に充当すること
- ・公共表示箇所の最上部には、地域貢献型広告であることを表示すること

■ 矢印の形状



■ 公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告（規格とイメージ）

30 270 30

1500

30

1000

800

25 20 150

500

460

15

15 300 15

330

スポンサー
広告表示
(誘導案内
表示箇所)

公共表示

公共表示

公共表示

公共表示

公共表示

公共施設・
観光スポット案内

奈良公園
NARA PARK

000m

全面地色
■ 5.0YR 2.0/4.0
帯色
■ 2.5YR 4.0/2.0
文字色
■ 10.0YR 8.0/2.0
■ 5.0YR 2.0/4.0
の彩度 80%

避難所指示

避難所
Evacuation shelter

全面地色
■ 10.0G 3.0/6.0
帯色
□ N9.0

2-5 景観保全型広告整備地区

景観保全型広告整備地区は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域として指定する地区です。

現在、奈良市では次の6地区を指定しています。(8ページ参照)

■ 景観保全型広告整備地区

- ・学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区
- ・あやめ池遊園地跡地地区
- ・近鉄西大寺駅南地区
- ・鶴舞西町地区
- ・学研奈良登美ヶ丘駅西地区
- ・押熊真弓線登美ヶ丘地区道路

景観保全型広告整備地区では、それぞれの地区の特徴に応じた基本方針（屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想、位置、形状、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項）を定めています。

景観保全型広告整備地区における屋外広告物等の表示・設置にあたっては、通常の禁止地域・許可地域における規制に加えて、基本方針に基づく規制を行います。

～ 景観保全型広告整備地区で届出が必要な屋外広告物 ～

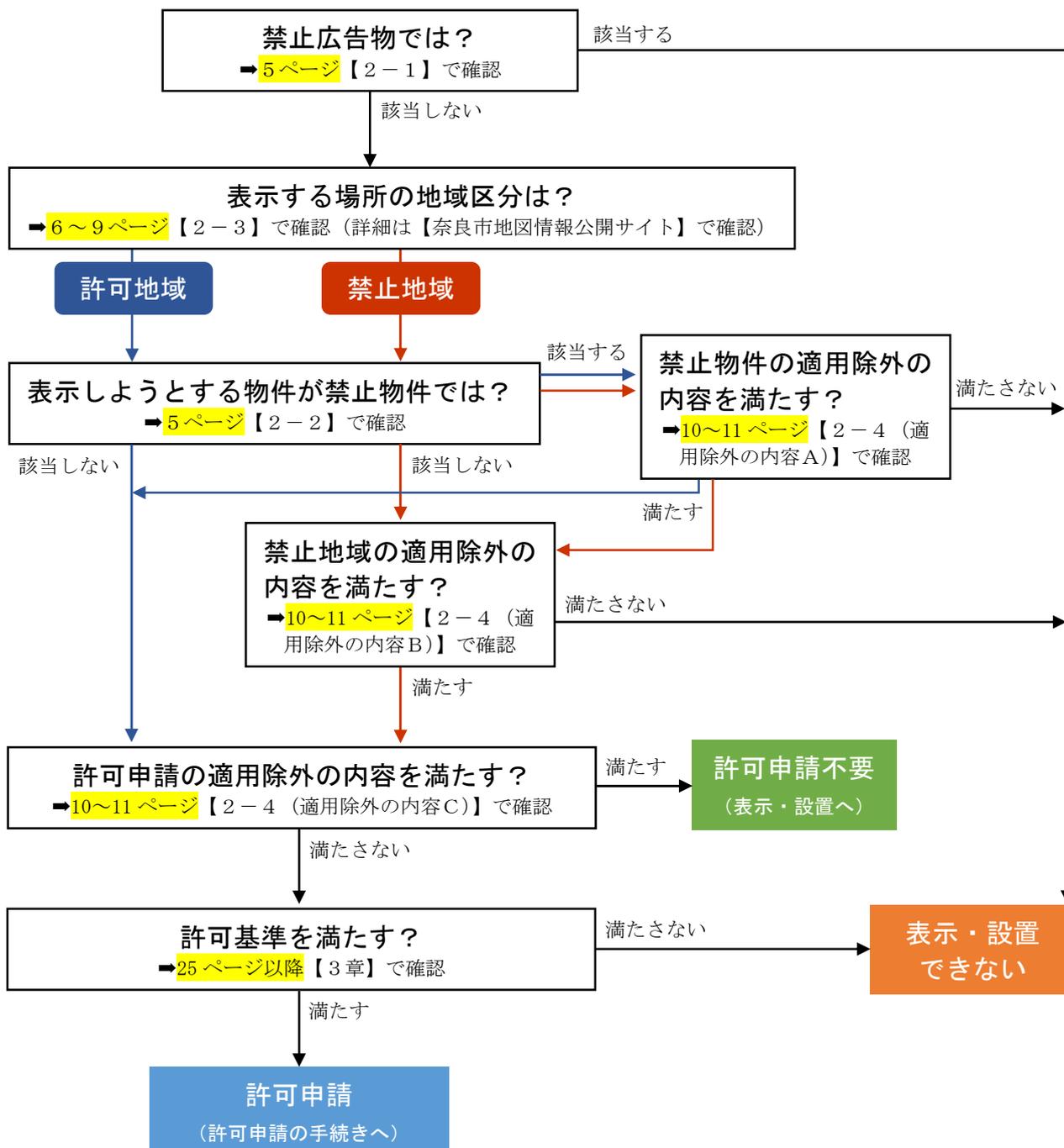
- ⑤ 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があつて表示するもので、次の基準に適合するもの
 - ・第1種禁止地域については、屋外広告物の表示面積の合計が1㎡以下
 - ・その他の地域については、屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以下
- ⑫ 道標又は案内板（うち、電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱に表示・設置しないもの）で、次の基準に適合するもの
 - ・公益法人が法人名称のみを用いて、その所在を示すための道標
 - ・第1種禁止地域の道標は、縦30cm以下、横75cm以下
 - ・その他の地域の道標は、縦40cm以下、横105cm以下
 - ・指定等文化財（仮指定を含む）の紹介又は案内を目的とした案内板で、屋外広告物ごとの表示面積が5㎡以下
- ⑬ 許可地域における自己用広告物で、次の基準に適合するもの
 - ・屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以下
 - ・設置する建築物・工作物の垂直投影面積の1/5以下
 - ・特定商品名のみを表示しないものであり、特定商品名を表示する場合は、その面積が表示面ごとに表示面積の1/3以下
- ⑭ 放送事業者、新聞社または通信社の発行する速報又はその掲出物件

※番号は10～11ページの表中の番号に対応

2-6 許可申請について

(1) 許可申請にあたって

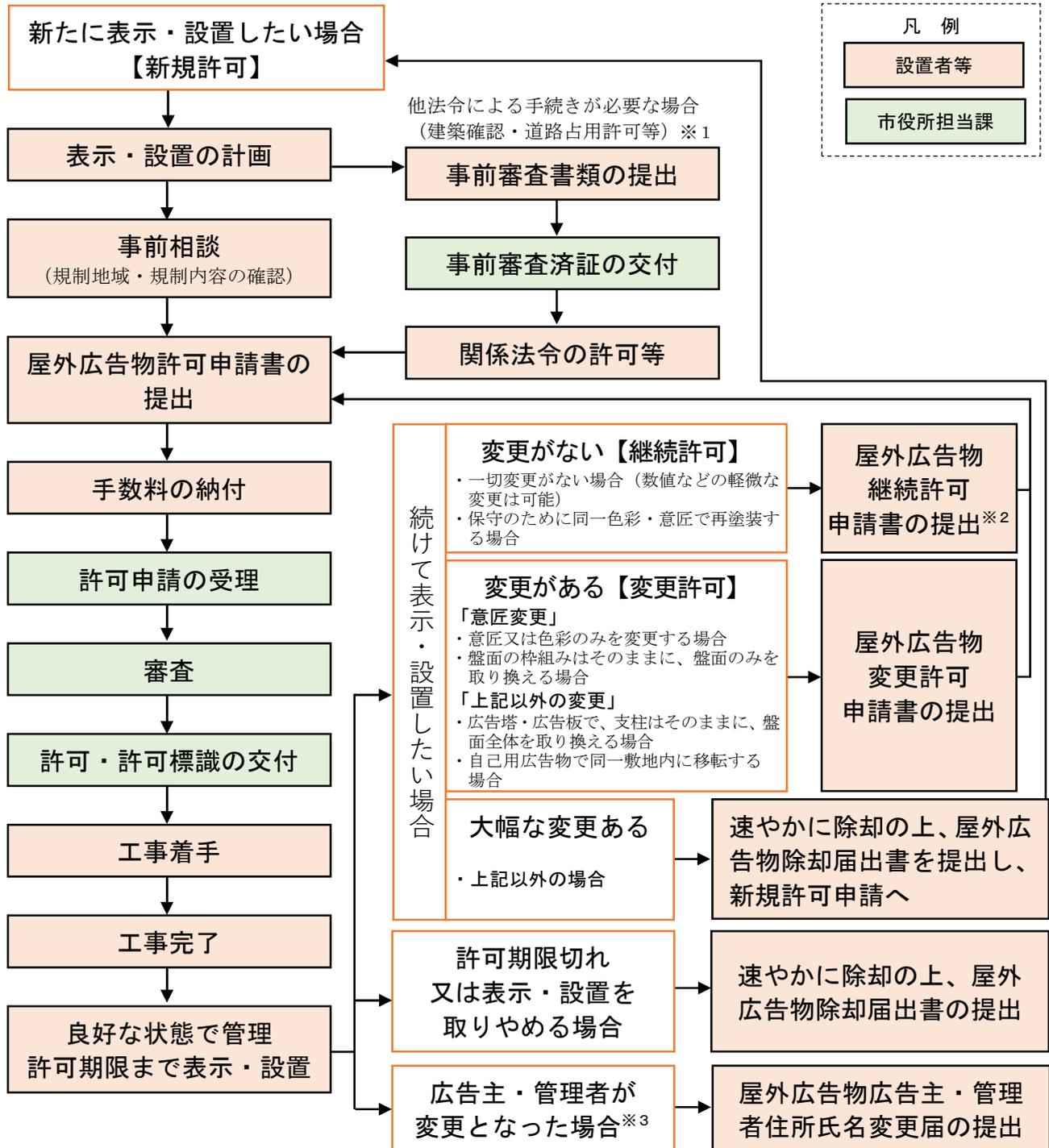
屋外広告物等の許可申請を行う前に、屋外広告物等の設置が可能な地域であるか、また、設置可能な種類の屋外広告物等かどうかなどを、次のフロー図に沿って確認してください（景観保全型広告整備地区等は除きます）。



(2) 許可申請の手続き

許可申請の手続きの流れは次の通りです。

申請にあたっては、事前に市役所担当課に相談してください。



※1：高さ4mをこえる広告物を掲出する場合は「工作物の確認」(建築基準法)、道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合は「道路占用の許可」(道路法)が必要になります。その他、許認可の手続きが必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

※2：屋外広告物の種類に応じて許可期間が規定されています。期限後も引き続き広告物を表示する場合は、期間満了の30日前までに継続許可申請書を提出してください。

※3：広告主・管理者住所氏名変更届を提出してください。手続きを怠ると、許可期限満了時に送付する「継続のお知らせ」が届かない場合があります。

(3) 許可申請に必要な書類

許可申請にあたっては、次の表の行為の区分に応じて、必要な書類を提出してください。
提出部数は2部（正・副）です。

	必要な書類	行為の区分				備考						
		新規	継続	変更								
				意匠	その他							
1	屋外広告物許可申請書	○				書類に必要事項記入。						
2	屋外広告物継続許可申請書		○			書類に必要事項記入。						
3	屋外広告物変更許可申請書			○	○	書類に必要事項記入。						
4	委任状	△	△	△	△	許可を受ける者が、第三者に申請を委任する場合に必要。						
5	形状寸法、手数料内訳書	△	△	△	△	複数の広告物があり、申請書に記入できない場合に必要。						
6	点検に関する書類	△	○	△	△	既設利用の新規許可申請時、継続許可申請を兼ねた変更許可申請時にも必要。						
7	付近見取図	○	○	○	○	S=1:2,500程度 の図面に申請場所を記入						
8	仕様書及び設計図 ※はり札、はり紙の場合を除く	配置図	○	○	○	○	配置図に屋外広告物の設置場所を記入。 その他寸法等必要事項記入。					
		平面図	△			△	建築物を利用して設置するもので、建築物の形状が判断基準になる場合に必要。					
		立面図	○			○	屋外広告物の設置場所を記入。 建築物の建築基準法上の最高高さの表示。 その他寸法等必要事項記入。					
		構造図	○			○	屋外広告物の構造を示す図面（基礎構造図、取付断面図等）。 照明に関する図面。					
9	色彩及び意匠を表す図面	○		○	○	屋外広告物の色彩図（着色立面図）。 使用色のマンセル値を記入。						
10	道路占用許可書の写し	△	△	△	△	屋外広告物が道路（公道）の上空を占有する場合に必要。						
11	建築基準法上の確認済証（建築物）及び申請書（副）の第1面から第5面の写し	△			△	建築物の高さを確認する必要がある場合に必要。						
12	建築基準法上の確認済証（工作物）及び申請書（副）の第1面から第2面の写し	△			△	高さが4mを超え、工作物の確認申請が必要な場合に必要。 <確認済証の提出の有無と許可期間> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>確認済証の提出</td> <td>あり</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>許可期間</td> <td>3年</td> <td>2年</td> </tr> </table>	確認済証の提出	あり	なし	許可期間	3年	2年
確認済証の提出	あり	なし										
許可期間	3年	2年										
13	屋外広告物又はその掲出物件の設置場所がわかる写真	○				申請日前30日以内に撮影したカラー写真。						
14	屋外広告物又はその掲出物件及び周辺の状況が分かる写真		△	△	△	申請日前30日以内に撮影したカラー写真。点検に関する書類と重複する場合は不要。						

※1：△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

※2：その他市長が認める書類の提出を求めることがあります。

(4) 審査手数料と許可期間

種類	審査手数料	許可期間	
		有資格者が管理者である場合※1	その他の場合
屋上広告物 壁面広告物 塀及び垣広告物 アーチ広告物	1個の面積5㎡までごとにつき1,500円	3年以内	2年以内
広告塔・広告板（木造以外）	1個の面積5㎡までごとにつき1,500円	3年以内	2年以内
広告塔・広告板（木造）	1個の面積5㎡までごとにつき1,500円	1年以内	1年以内
電柱広告物	1件5個までごとにつき1,000円※2	1年以内	1年以内
気球広告物	1個につき1,000円	1年以内	1年以内
広告幕	1枚につき500円	1年以内	1年以内
立看板	1件5個までごとにつき1,000円※2	2ヶ月以内	2ヶ月以内
はり札	1件5枚までごとにつき500円※2	1年以内	1年以内
はり紙	1件100枚までごとにつき500円※2	1ヶ月以内	1ヶ月以内

※1：有資格者を管理者とする必要がある屋外広告物は、21ページ「2-7 管理と点検」(1)で確認してください。

※2：1件とは、形状、大きさ、意匠等が同一のもので、一括申請されたものをいいます。

2-7 管理と点検

(1) 管理者の設置

許可が必要となる屋外広告物・掲出物件（立看板、はり紙、はり札を除く）には管理者を置いてください。また、次の屋外広告物については、有資格者を管理者とすることを義務付けています。

- ・ 建築基準法における工作物の確認申請が必要な物件
- ・ 表示面積の合計が 10 m²を超えるとき（ただし、広告幕、建築物・工作物に直接塗装したもの、又は簡易なもので直接貼り付けたものを除きます。）

屋外広告物有資格管理者

- ・ 屋外広告士
- ・ 建築士法に規定する建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）
- ・ 電気工事士法に規定する電気工事士（第一種・第二種電気工事士）
- ・ 電気事業法に規定する電気主任技術者（第一種・第二種・第三種電気主任技術者）
- ・ 職業能力開発促進法に規定する職業訓練指導員免許取得者又は技能検定合格者であって、広告美術仕上げに係るもの

(2) 適正な管理と自主撤去

● 管理義務

屋外広告物の広告主、管理者、所有者又は占有者は、表示・設置した屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態を保持してください。

● 除却義務

屋外広告物の広告主又は管理者は、屋外広告物が次のいずれかに該当するときは、速やかに除却してください。また、除却をした者は、遅延なく市長にその旨の届出をしてください。

- ・ 許可期間が満了したとき
- ・ 禁止地域、禁止物件等の指定があったとき、現に適法に設置されている屋外広告物について、指定の日から 10 年間
- ・ 許可が取り消されたとき
- ・ 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置がなくなったとき

● 原状回復の義務

適用除外規定によって許可を得ず表示した屋外広告物の広告主又は管理者は、その屋外広告物が表示の目的を完了したとき、又は期間が満了したときは、速やかに除却し、原状に戻してください。

(3) 点検義務

全ての屋外広告物又は掲出物件（ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告物、電柱広告のうち巻付け広告及び壁面等に直接描かれたもの、シート貼りのものその他簡易広告物に類すると認められるものを除く。）について、広告主、管理者、所有者、占有者に点検を義務付けています。また、それらのうち地上から広告物上端までの高さが4mを超えるものについては、点検資格を有する者に点検を行わせることを義務付けています。

また、許可が必要となる屋外広告物又は掲出物件について、継続許可申請、継続許可申請を兼ねた変更許可申請、既設の屋外広告物・掲出物件を利用した新規許可申請を行う際に、安全点検報告書を提出して、点検結果を報告することを義務付けています。



安全点検の様子（事例：北海道）
（出典「屋外広告物の安全点検に関する指針」
 国土交通省都市局公園緑地・景観課）

<p>点検対象となる 屋外広告物又は掲出物件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての屋外広告物又は掲出物件 ※ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告物、電柱広告のうち巻付け広告及び壁面等に直接描かれたもの、シート貼りのものその他簡易広告物に類すると認められるものは除く。
<p>有資格者による点検が必要な 屋外広告物又は掲出物件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超えるもの
<p>有資格者の資格要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物点検技能講習修了者 =屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
<p>点検結果の報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続許可申請、継続許可申請を兼ねた変更許可申請、既設の屋外広告物・掲出物件を利用した新規許可申請を行う際に、安全点検報告書を提出して報告 ※屋外広告物ごとの写真(安全点検により異常があり改善した場合は改善前後の写真を含む)、有資格者による点検が必要な場合は安全点検を実施した有資格者の資格を証する書類の写しを添付 ※安全点検は、許可申請の受理日の前6ヶ月以内を目安に実施すること

2-8 特定屋内広告物の制限

(1) 特定屋内広告物とは

特定屋内広告物とは、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

(2) 届出制度

次の地域及び面積に該当する特定屋内広告物を表示する場合は、事前に市長への届出が必要となります。

● 届出対象地域

禁止地域、第1種特別許可地域、第2種特別許可地域

● 届出が必要となる特定屋内広告物

建築物の1の立面における特定屋内広告物の表示面積の合計が5㎡を超えるもの

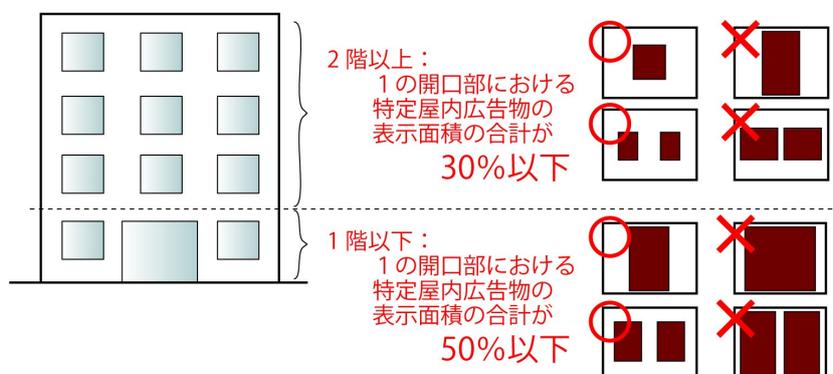
(3) 規制内容

(2)の届出対象地域において表示する特定屋内広告物は、開口部等に表示できる面積割合と色彩について、次の基準に適合させてください。

なお、この他の地域においても、特定屋内広告物を表示する場合は、位置、規模、形態及び意匠が、景観の維持及び向上に資するものとするよう努めてください。

● 表示面積

窓ガラスの部分に表示する場合、1の開口部等における特定屋内広告物の表示面積の合計が、建築物の1階以下については50%以下、2階以上については30%以下



● 色彩

各禁止地域・許可地域の色彩基準（54ページ参照）に適合すること。

ただし、短期間に限って掲出するポスター等については、色彩基準を適用しません。

2-9 屋外広告業の登録

(1) 屋外広告業とは

屋外広告業は、屋外広告物法第2条第2項において、「屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう」と規定されています。すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をさします。この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いません。

(2) 登録制度

- 屋外広告業を営むためには、屋外広告業の登録が必要になります。
- 市内で営業を行う営業所ごとに下記の資格等を有した業務主任者の設置が必要になります。
 - ・ 屋外広告士
 - ・ 屋外広告物講習会修了者
 - ・ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許取得者、技術検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
 - ・ 市長が講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 登録の有効期限は5年です。
- 有効期間が満了した後も引き続き屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の30日前までに更新の手続きが必要になります。
※ 期日までに更新の手続きが行われなければ、自動的に抹消となりますのでご注意ください。
- 新規登録及び更新の際には、手数料が必要になります。
※ 1件につき10,000円です。
- 登録事項に変更があったときは、30日以内に変更の届出が必要になります。
※ 変更については、手数料は不要です。

2-10 罰則

- 許可が必要であるにもかかわらず許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に屋外広告物や掲出物件を表示・設置したり、登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合等、条例に違反したときは、最高1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、5万円以下の過料に処せられます。
- 条例に違反して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場合は、広告主等に是正勧告を行います。勧告に従わない場合は、氏名・住所等を公表します。